

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、企業価値の最大化を図る観点から、透明性が高く、経営環境に迅速かつ柔軟に対応できる体制の確立を重要な経営課題の1つとしております。また、ステークホルダーに対し企業の社会的責任を果たすことを目的にコーポレート・ガバナンスの構築をしております。

今後につきましても、当社では、経営の透明性及び公正性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の確立に取り組んでまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④ 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

【補充原則3-1② 英語での情報開示・提供】

当社は、株主が議決権行使を行いやすい環境の整備は必要であると認識しております。議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳については、機関投資家並びに海外投資家の比率等を勘案しながら、導入を検討してまいります。

【原則1-4①、② 政策保有株式】

当社は、取引先企業との関係の維持・強化を図る目的で政策保有株式を保有しております。個々の政策保有株式については、中長期的な視点に立ち事業戦略、取引先との関係などを定期的に確認し、保有継続の可否の検討を行ってまいります。

政策保有株式の議決権行使については、当社及び投資先企業の企業価値向上に寄与するか否かを総合的に判断し議決権を行使します。

また、当社の株式を政策保有株式として保有する企業から売却の意向が示された場合、その売却を妨げるような対応は行いません。

【原則4-2 取締役会の役割・責務】

【補充原則4-2① 役員報酬】

当社は、経営陣の報酬については、現在、中長期業績と連動する制度や自社株報酬制度は導入しておりませんが、今後、業績連動型の報酬の導入の是非、方法及び実施時期について慎重に検討してまいります。

【原則4-3②、③ CEOの選任・解任手続の整備について】

当社の役員(取締役、監査役)の選任・解任および再任に関わる事項に関して、公正性、透明性を担保するために、役員推薦委員会等の設置を検討しております。

【補充原則4-8② 筆頭独立社外取締役】

当社は、独立社外取締役を2名選出しておりますが、少人数のため「筆頭独立社外取締役」を定めておりません。経営陣との連絡・調整または監査役会との連携には支障はないと判断しておりますが、今後の状況に応じて導入を検討してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、会社法や東京証券取引所の基準に照らし、知識・見識に基づき独立した監視・監督機能が発揮できることを基本として選任しております。現在、社外取締役である2名と社外監査役である2名については、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届出しております。

【補充原則4-10① 指名・報酬の諮問委員会】

当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、指名・報酬等の特に重要な事項に関しては、取締役会の審議に際して、議長が独立社外取締役の発言を促す等、独立社外取締役の適切な関与と助言を最大限に活用してまいります。

【補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性に関する分析・評価】

取締役会の実効性評価については、取締役会全体の機能向上を図るという観点から、分析・評価の方法も含め、今後検討してまいります。

【5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略の策定に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、事業ポートフォリオの見直しや設備投資・人材投資等を織り込んだ経営計画の適宜公表を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程に基づき、取締役が競業取引及び会社との取引を行なう場合は、事前に取締役会に付議し、会社や株主共同の利益を害することのないことを確認の上、承認を受けております。また、当該取引に関する重要な事実について、取締役会にて報告することとしております。監査役は、監査役監査基準に則り、取締役の競業取引又は利益相反取引について監査を行なっております。さらに、役員に対して、関連当事者間取引の有無を確認する調査を毎期実施しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金運用が受益者の年金給付、資産形成や当社の財政状況にも影響を与えることから、企業年金を担当する部署においては豊富な経験と資質を備えた人材を配置するとともに、人材の育成にも努めております。

また、企業年金の運用においては、当社の「年金資産の運用に関する基本方針」においてリスクを勘案しつつ必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的としており、その目標のもと、運用機関に対し定量面のみならず、投資方針・運用プロセス、コンプライアンス等の定性評価を加えた総合的な評価を行っております。

さらに企業年金の運用は国内の運用機関に委託しており、個別の投資先決定や議決権行使については各運用機関に一任し、企業年金の受益者と当社との間で利益相反が生じない仕組みとなっております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念・経営戦略及び経営計画

経営理念および経営戦略につきましては、当社ホームページ(アドレス<http://www.konaka.co.jp/ir/>)に記載しております。

経営計画につきましては、2016年11月30日に中期経営計画を開示しております。(アドレスhttp://www.konaka.co.jp/ir/pdf/chukei/161130_chukei44-48.pdf)

なお、当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化やクールビズの更なるカジュアル化による市場の縮小、更にはインターネットを活用した急成長業態との競合など厳しい環境の変化が続くものと予想されます。

このような環境の変化を踏まえ、2019年9月に㈱サマンサタバサジャパンリミテッドと資本業務提携を行い、事業領域の拡大と競争激化の中でも独自性を持った経営を目指してまいります。また、完全子会社である㈱フタタを2020年1月1日に吸収合併することにより、紳士服事業における業務や経営資源の効率化にも取り組んでまいります。

従いまして、中期経営計画につきましては、上記の㈱サマンサタバサジャパンリミテッドとの業務提携の具体策や㈱フタタとの合併効果を含めて現在策定中ですので、まとも次第改めて公表させていただきます。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬等を決定するにあたっての方針と手続き

株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内において、取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。報酬は月額報酬と賞与により構成されており、業績・配当・経済情勢等を総合的に勘案して決定しており、職責と成果を反映させた体系としております。

(4) 取締役会が経営陣幹部・取締役の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

取締役を選任するときは、取締役会の決議を経て、株主総会の決議により決定することとしております。また、執行役員については、取締役会の決議にて決定することとしております。監査役の選任については取締役会が推薦し、監査役会の同意を得て株主総会の決議により決定することとしております。

(5) 取締役については、当社の事業に関し豊富な知識・経験及び優れた経営管理能力を有するとともに、社会的な責任・使命を十分理解し当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献することが期待される者を取締役会にて決議しております。監査役については、監査役の職務を適切に遂行できる知見を有する者を指名し、監査役会の同意を得て取締役会で決議しております。

当社は、取締役及び監査役の選任につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書に個人別の経歴を記載しており、社外取締役及び社外監査役の選任理由につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【補充原則4-1① 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定・監督と業務執行の分離を推進し、経営の効率化を図るとともに、取締役による業務の意思決定、監督機能を一層強化するため、執行役員制度を導入しております。取締役会は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会規程において定めた事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項等の意思決定を行っております。それ以外の業務の意思決定及びその執行については、決裁権限を明確にした職務権限規程等の社内規程を整備し、経営陣に対する委任の範囲を明確に定めております。

【補充原則4-11① 取締役会全体としての考え方】

当社取締役の員数は、定款で定める15名以内で、執行役員への権限委譲の状況等に鑑みて、事業の拡大等に対応した意思決定の迅速化の観点から、都度、適切な規模を決定するものとします。また、当社は、取締役会の審議を多面的かつ適切に行うためにはジェンダーや国際性の面を含む多様性の確保が重要であると認識し、多様な知識・経験・能力を有する者の中から、取締役会全体のバランスを考慮しながら取締役を選定するものとします。

【補充原則4-11② 取締役・監査役の他社兼任】

取締役・監査役の他社役員の兼任状況に関しては、毎年有価証券報告書及び株主総会招集通知に開示しております。

当社では、取締役・監査役が当社の業務に専念するために、他の上場会社の役員の兼任については慎重に判断を行ない、多重の兼任とならないよう努めております。

【補充原則4-14② トレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役が自らの役割を十分に果たすべく、必要な知識の習得のため、専門書の購読や各種セミナーへの参加など、自己研鑽に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話が重要であると考えており、株主との対話については合理的な範囲で前向きに対応しております。株主との対話の対応者については、管理本部担当役員を中心に管理本部・総務部が行い、必要に応じ経理部・財務部等と連携し対応しております。個別面談以外の対応は、機関投資家・アナリスト向けに年2回の決算説明会やスモールミーティングを行うほか、個人投資家向けのイベント等にも参加し、それらを通じて把握した意見・懸念については、統括する管理本部担当役員が必要に応じて代表取締役や取締役会へフィードバックしております。インサイダー情報の管理については、社内規程を定めこれを管理するとともに、四半期ごとの決算日の翌日から決算発表日までの間は決算情報に関する対話を行わない期間としております。当社はIRポリシーを制定し、当社ウェブサイトを開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
湖中 謙介	2,461,243	8.45
コナカ従業員持株会	1,602,236	5.50
有限会社ワイアンドイー	1,086,956	3.73

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,070,100	3.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	940,600	3.23
湖中 博達	904,069	3.10
甲陽ハウジング有限会社	798,941	2.74
昭和住宅株式会社	783,552	2.69
二田 孝文	772,387	2.65
株式会社三井住友銀行	754,044	2.59

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

当社は、自己株式2,029,832株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増田 誠次	他の会社の出身者											
太田 彩子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増田 誠次	○	——	増田誠次氏は当社の社外監査役在任期間において、危機管理や組織運営に関する豊富な知識・経験に基づき、独立した立場から意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。同氏は監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、今後はその豊富な知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任いたしました。また、経営陣から独立した公正で客観的な立場から職務を適切に遂行されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定しております。
太田 彩子	○	——	太田彩子氏は大手企業での営業経験後、起業し、営業職に従事する女性を支援する教育・研修事業を展開する中で培った豊富な知識と経験を有しており、当社のコーポレートガバナンス体制強化と女性活躍推進の見地から適切な助言を受けるため、社外取締役に選任しております。

		また、同氏と当社の間には特別な関係はなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため独立役員に指定しております。
--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役会は3名(うち社外監査役2名)で構成され、社外取締役2名とともに、経営に対する監視機能を十分に果たしていると判断しております。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、当社及び子会社の業務や財産の状況の調査等を実施するとともに、会計監査人や内部監査室から適宜報告を受け、各監査役間で意見交換を行っております。また、監査役1名は公認会計士であり、専門的見地から発言を行っております。

内部監査におきましては、社長直轄の監査室・監査役・会計監査人が連携し情報交換を行い、年間の監査計画に基づき、内部監査専従者(1名)を中心に社長指名による内部監査担当者数名により、主に店舗の業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性等について内部監査を実施し、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。監査の結果については、代表取締役をはじめ各担当役員及び常勤監査役並びにコンプライアンス室長出席のもと報告する体制をとっております。

会計監査におきましては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高山 秀廣	公認会計士										△			
森田 洋一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高山 秀廣	○	高山秀廣氏は、EY新日本有限責任監査法人の代表社員でありましたが、2008年6月に監査法人を退職しております。 また、同監査法人への監査報酬の額は同監査法人の規模に比して少額であり、	高山秀廣氏は公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計に係る幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任いたしました。また、経営陣から独立した公正で客観的な立場から職務を適切

		会計監査の独立性に何ら影響するものではありません。	に遂行されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定しております。
森田 洋一	○	——	森田洋一氏は永年にわたり警察関係の仕事に携わり、各種のリスクマネジメントに関する豊富な知識と高い見識を有することから、社外監査役として選任いたしました。また、同氏と当社の間には特別な関係はなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在、導入の是非、方法及び実施時期について慎重に検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬総額 146百万円(うち社外取締役 9百万円)
監査役の報酬総額 20百万円(うち社外監査役 7百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めた規程はありません。
当社の役員報酬等の額は、2006年12月15日開催の第33期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は350百万円以内(ただし、使用人給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、年額35百万円以内となっております。同定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名、監査役の員数は3名であります。
当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により一任された代表取締役であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。なお、当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクションはありません。
但し、社外取締役及び社外監査役への情報伝達は常勤監査役をはじめ総務部等より適宜情報伝達が行われております。
取締役会開催に際しての社外取締役及び社外監査役への事前説明(事前説明及び事前資料の配布等)については可能な限り実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、2019年12月17日現在、取締役7名（社外取締役2名）、監査役3名（社外監査役2名）という経営体制になっております。

取締役会は、上記取締役7名で構成され、会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行います。監査役は、常勤・非常勤を問わず、全員が原則として毎回取締役会に出席することとしており、取締役の職務執行を監督しております。2019年9月期において、開催された取締役会は23回であります。

業務執行体制としては、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督の機能と、業務の機能を明確に分離するとともに、「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を補完する機関として、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を月1回開催し、特に必要ある場合は随時開催して関係会社を含めた経営課題の検討や報告をしております。

監査役会は、原則月1回を基本として開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会へ出席するほか、各店舗への往査、取締役を含む従業員からの重要事項の報告收受等により業務執行状況を監視し、会計監査人、内部監査部門との連携を通じてその実効性を高めることに努めております。2019年9月期において、開催された監査役会は16回であります。

会計監査におきましては、EY新日本有限責任監査法人と契約を締結しており、業務を執行した公認会計士は堀越喜臣、小林勇人であります。

責任限定契約につきましては、社外取締役である増田誠次及び太田彩子との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定と業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、迅速且つ的確な経営及び執行判断が可能な経営体制となっております。なお、当社の取締役については、その経営責任を明確にし、かつ経営環境の変化に対応できるよう任期を1年としております。

また、監査役会は2名の社外監査役（うち、公認会計士1名）により構成され、社外取締役2名とともに経営に対する監視機能を十分に果たしていると判断しております。社外監査役及び社外取締役には専門性と経験等を活かして会社の経営に対して監視・助言等をできる人材を選任しております。社外役員4名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的關係及び取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、独立役員として選任しております。これらの体制により、監査役設置会社として十分なコーポレートガバナンスを構築しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知のWEB開示日: 2019年11月28日 招集通知発送日: 2019年11月29日 定時株主総会開催日: 2019年12月17日

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに「IRポリシー」など、ディスクロージャーポリシーの内容をホームページ (https://www.konaka.co.jp/ir/) に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、証券会社主催の個人投資家向け説明会に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月及び11月に実施)、その他アナリスト・機関投資家の要望に応じて適宜開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月及び11月に実施)、その他アナリスト・機関投資家の要望に応じて適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書及び月次売上速報等をホームページ (https://www.konaka.co.jp/ir/) に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 総務部 担当役員: 取締役専務執行役員CFO管理本部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動の取組みとして、CO2の削減をテーマに原材料資源のリサイクルを通じた衣類のリユース・リサイクル活動及び電力の効率化に取り組んでおります。 衣類のリユース・リサイクル活動につきましては、コナカ・フタタの全店舗の店頭において、常時お客様のご不要になったスーツ・フォーマル・コート・ジャケット・ワイシャツ・ネクタイ・ベルト・バッグ・スラックス・シューズ・カジュアル・レディスを下取り回収し、パートナー企業を通じて海外でのリユース・リサイクルに取り組んでおります。 電力の効率化につきましては、当社では使用するエネルギーの大部分を占める電力の省力化を推進しており、2010年より順次、本社オフィス及び店舗照明をLED化に変更しております。店舗ベース照明のLED化は、2020年に終了予定としております。 また、災害の際の地域貢献活動と致しまして、横浜市との協定により、JR東戸塚駅前に立地する本社ビルを災害時の帰宅困難者受入施設として登録するなど、環境保全活動、CSR活動を積極的に推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家等との対話の充実をはかるため、公平かつ正確な情報の開示を基本方針として、「IRポリシー」を定めており、ホームページ (https://www.konaka.co.jp/ir/) に掲載しております。
その他	当社は、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や育児・介護等による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。 女性活躍推進法における目標は、女性正社員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うことであり、その計画に、「正社員の採用者に占める女性比率を50%以上とする」、「女性社員の管理職登用機会を増加する」ことを掲げております。 2019年度の採用者に占める女性比率は、34%、2020年度は現時点で55%となり、管理職登用に関しては、2017年度に女性の取締役1名と上級管理職1名の登用を行い、2020年度の女性社員の管理職登用比率は14%となりました。 また、女性が活躍できる環境整備の一環として、育児のための短時間勤務が可能な従業員の対象範囲を、小学校3年生になるまでの子を養育する従業員に拡げました。 今後も継続して働き易い職場環境の課題や能力発揮に向けた研修を委員会等にて把握し、外部研修への参加も実施してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部統制システムの一環として社長直轄の監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行う
- (2) 経営の透明性としてコンプライアンス経営及び法令遵守の観点から法律顧問契約を締結している弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けるものとし、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をとっている
- (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制の一環として内部通報制度を整備し運用を行う
- (4) 会社規則の制定及び運用状況の検証を行う

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を規程に従い適切に保存・管理する
- (2) 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、主としてシステム面から、効果的な情報セキュリティ施策を推進する
- (3) 個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン等を遵守するとともに、社内研修・モラル教育の実施及び管理意識の醸成と浸透に努めるほか、情報漏洩、不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者の制限・パスワード管理及び指紋認証による入室管理等をはじめとするセキュリティ体制を確立する

3. 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理については、リスク管理規程、災害対策規程、危機管理マニュアルを定めるとともに、各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、必要に応じ研修、マニュアルの作成・配布等を行う
- (2) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定める

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を毎月開催し、会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行う
- (2) 業務執行体制としては執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督の機能と、業務執行の機能を明確に分離する
- (3) 「迅速かつ確かな経営及び執行判断」を補完する機関として、常勤取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を月1回定例開催し、特に必要ある場合は随時開催して、関係会社を含めた経営課題の検討や報告をする
- (4) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「経理部」にて子会社及び関連会社の経営及び業績を管理するとともに、業務の内容面についても適正を確保する体制をとる
- (2) 中期経営計画、予算管理規程に基づき、グループ全体及び各関係会社の予算・業績管理を実施する
- (3) グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、必要に応じて会議を開催して多面的な検討を得て慎重に決定する仕組みを設ける

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

コンプライアンス室が監査役の職務を補助する。なお、補助する職務の内容により、専任の使用人が必要となった場合には、取締役と監査役が意見交換をする

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、補助者の人事異動について人事担当取締役から事前に報告を受け、必要場合は理由を付して変更を申し入れることができる体制をとる
- (2) 監査役補助者の賃金、その他の報酬についても監査役の同意を得た上、取締役会で決定する
- (3) 監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、業務の遂行に当たって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び執行役員等の指揮命令を受けないものとする

8. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしており、報告・情報提供の主なものは、次のとおりです

- (1) 当社又はグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
- (2) 当社及びグループ会社の業績状況
- (3) 経営会議で審議・報告された案件
- (4) 監査室が実施した内部監査の結果
- (5) 品質の欠陥に関する事項（製品の瑕疵、異物混入、その他）
- (6) その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の定めに基づき通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を規程に明記するとともに取締役及び使用人へ周知徹底する

10. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行に際し、監査役の円滑な監査活動を行うための体制を保証するものとし、監査業務に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく当社の負担とする

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査室は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を常勤監査役に対して遅滞無く報告する
- (2) 代表取締役と常勤監査役にて、月1回程度意見交換を行う
- (3) 監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する為に、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務部と定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしております。また、あらゆる暴力を排除し企業防衛を図ることを目的として「神奈川県企業防衛対策協議会」に加盟し情報収集に努めるとともに、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等と密接に連携し、迅速且つ組織的に対処できる体制を構築しております。

Vその他

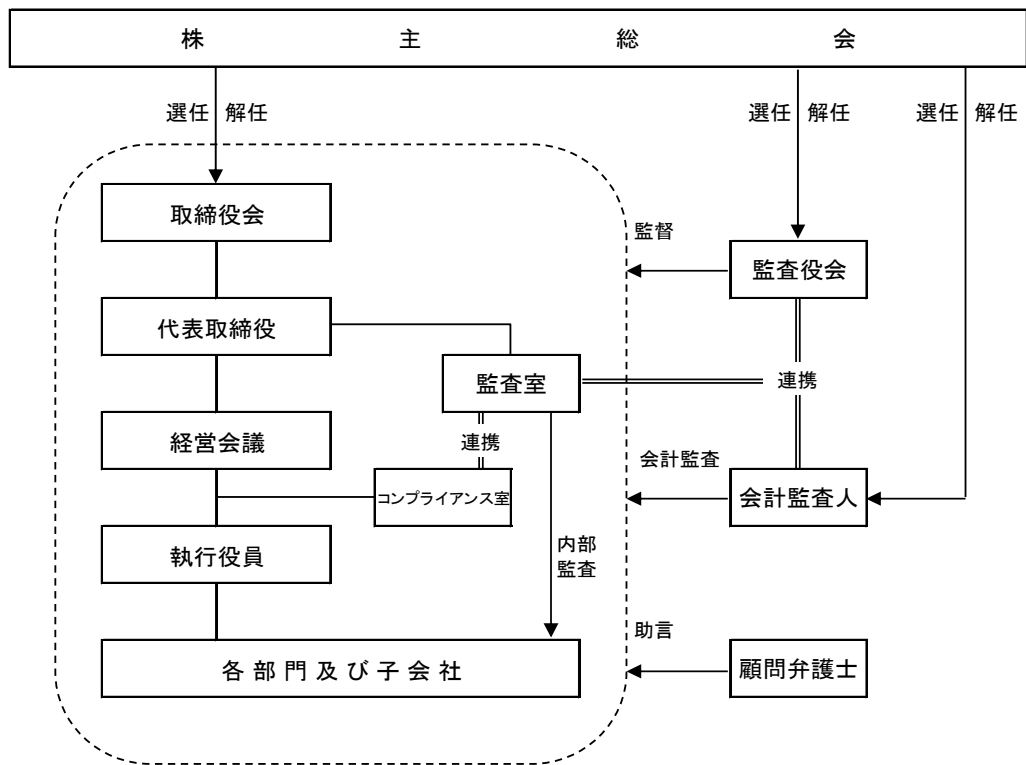
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

◆コーポレート・ガバナンス体制



◆適時開示体制

